令和９年度

保育施設入所申込のてびき

～教育・保育給付認定（２・３号）手続きのご案内～



保育所（園）、認定こども園（保育部分）、地域型保育事業（保育ママ等）用

保育施設入所申込は書類提出のほか
オンラインでも申請できます

マイナポータル（ぴったりサービス）によるオンライン申請には以下のものが必要です。

- マイナンバーカード
- 「パソコンおよびICカードリーダー」または「マイナンバーカードに対応したスマートフォン」

右上の二次元コードよりアクセスしてください。

もくじ

1. はじめに …… 1
2. 教育・保育給付認定について …… 3
3. 申込みについて …… 6
4. 保育施設等の利用調整について … 7
5. 入所後について …… 8
6. 注意事項 …… 12
 記入例 …… 13

受付場所

- 大分市役所
 〔子ども入園課　東部保健福祉センター・西部保健福祉センター　各支所〕
- 各保育所（園）・認定こども園

お問い合わせ先 大分市福祉事務所　子ども入園課　入所・入園担当班
〒870-8504　大分市荷揚町3番45号　TEL 097-537-5794

1．はじめに

認可保育施設への入所にあたっては、保護者が就労している等、保育を必要とする事由に該当する方が対象となります。詳しくはP.3

申込にあたっては、ご希望の施設に事前連絡をし、可能な限り施設見学をお願いします。

お子さんと一緒に

施設ごとに保育方針等が異なるため、下記の内容等を確認したうえでお申込ください。

施設見学のポイント（参考）

- ◆受入可能な月齢（0歳児）
- ◆保育の開始・終了時間
- ◆登園時の持ち物や準備するもの
- ◆災害時の対応
- ◆保育料以外に係る諸費用（入園金や被服代、月ごとの雑費等）
- ◆土曜保育・休日保育・延長保育
- ◆保育方針や園の特色
- ◆アレルギー除去食や健康面などの個別対応

施設の種類

保育所（園）（0～5歳）

就労などのため家庭で保育できない保護者に代わり保育を行う施設



認定こども園（0～5歳）

保育所と幼稚園の機能を併せ持つ施設



幼稚園（3～5歳）

幼児の心身発達のため、幼児教育を提供する施設



地域型保育事業（0～2歳）・・・家庭的保育（保育ママ）・小規模保育・事業所内保育

保育所より少人数単位で子どもを保育する事業
（原則として、保育内容の支援や卒園後の受け皿の役割を担う連携施設が設定されています）

※認可外保育施設への入所については、施設へ直接お問い合わせください。

令和9年度クラス年齢早見表（令和9年4月1日時点の年齢）

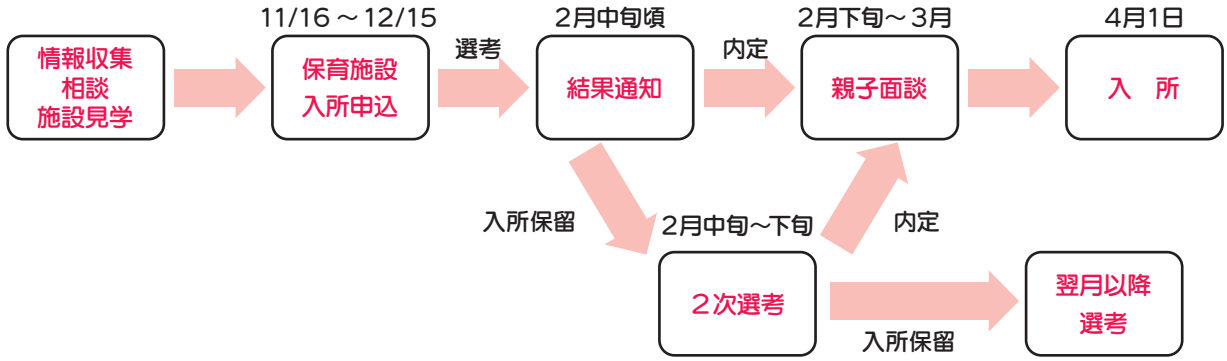
クラス年齢	生　年　月　日
0歳児	令和8年（2026年）4月2日 ～
1歳児	令和7年（2025年）4月2日 ～ 令和8年（2026年）4月1日
2歳児	令和6年（2024年）4月2日 ～ 令和7年（2025年）4月1日
3歳児	令和5年（2023年）4月2日 ～ 令和6年（2024年）4月1日
4歳児	令和4年（2022年）4月2日 ～ 令和5年（2023年）4月1日
5歳児	令和3年（2021年）4月2日 ～ 令和4年（2022年）4月1日

※クラス年齢は令和９年４月１日時点の年齢で決定するため、年度途中で変わることはありません。

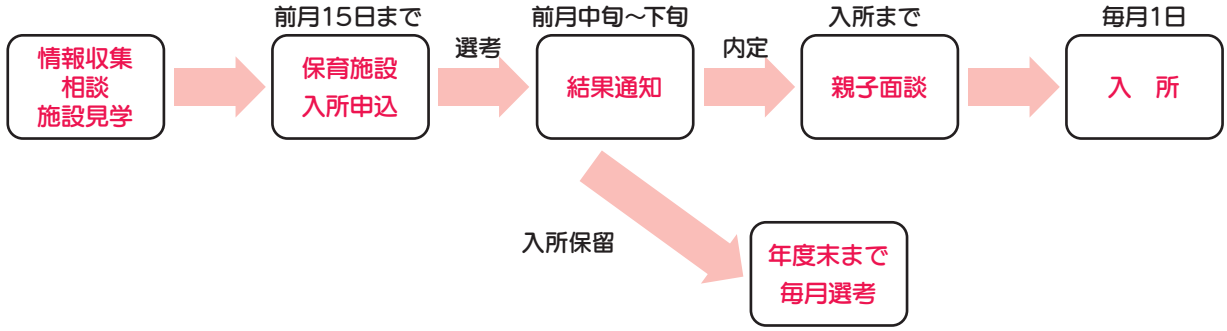
スケジュール

申込から入所までの流れは以下のとおりです。 詳しくはP.6-P.8

⑴　令和９年４月入所選考



⑵　令和９年５月以降入所選考



※前月の15日が土曜日、日曜日又は祝日の場合、直前の開庁日が締切日となります。

※**令和10年１月から令和10年３月までの入所については、令和9年12月15日(水)が締切日です。**
12月中に入所選考を行い、結果を通知します。

必要書類

保育の必要性の認定及び保育施設の入所申込にあたっては、原則として以下の書類が必要です。
詳しくはP.5

- 教育・保育給付認定申請書兼現況届出書
- 保育施設入所申込書
- 父親・母親・その他（祖父母等）が保育を必要とすることを証明する書類
- チェックリスト
- 市区町村民税に関する資料（大分市外で課税されている世帯）

※提出書類の受付時には運転免許証等による本人確認およびマイナンバーカードによる個人番号の確認をさせていただきますのでご持参ください。

施設選びに悩んだら・・・保育コンシェルジュをご活用ください

保育コンシェルジュとは、就学前のお子さんの預け先について、保護者の皆さんのニーズに合った保育サービスをご案内する専門スタッフです。

「どのような施設があるか知りたい」「その他保育サービスについて知りたい」等気になることがありましたら、予約もできますので子ども入園課（TEL:097-537-5794）へお気軽にご相談ください。



2．教育・保育給付認定について

(1)教育・保育給付認定（保育の必要性の認定）の手続きが必要です

「教育・保育給付認定」とは、認可保育施設で教育や保育を受ける際に必要となる認定です。認可保育施設を利用する場合、保護者はこの認定の申請が必要です。

子ども・子育て支援新制度では3つの認定区分があり、その区分に応じて給付内容が決まります。市は申請内容を元に認定を行い、給付費は保育施設および事業者が代理で受け取り、教育・保育の提供に使われます。

(2)教育・保育給付認定および保育施設の種類

施設の種類	教育・保育給付認定区分	クラス年齢	施設の概要		申込方法
保育所	2・3号認定（保育の必要性有り）	0～5歳	就労などのため家庭で保育できない保護者に代わって保育を行う。		本冊子に沿って市・支所または希望する施設に直接申込
地域型保育事業		0～2歳	家庭的保育（保育ママ）	家庭的な雰囲気のもと、少人数（定員5人以下）を対象にきめ細やかな保育を行う	
			小規模保育	少人数（定員6～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を行う	
			事業所内保育	会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもの保育を行う。	
認定こども園		0～5歳	保育部分認定	保育所と幼稚園の機能を合わせ持つ。保育部分の子どもと教育部分の子どもは共通の活動を行う。	
認定こども園	1号認定（保育の必要性無し）	3～5歳※1	教育部分認定		教育・保育給付認定（1号）申込のてびきに沿って、希望する施設に直接申込
幼稚園※2		3～5歳	幼児の心身の発達のために、幼児教育（1日4時間程度）を提供する。		

※1　施設により満3歳（3歳到達時点）より入所ができる場合があります。
※2　幼稚園・認定こども園で1号認定を受けている方や、未移行幼稚園・認可外保育園施設・一時預かり事業を利用されている方は別途「施設等利用給付認定申込のてびき」に沿って申請を行うことで幼児教育・保育の無償化の適用を受けることができます。

(3)保育を必要とする事由

2・3号認定を申請できるのは、父母またはその他の保護者等が次のいずれかの事由に該当し、保育を必要としている場合です。

保育を必要とする事由	詳細
就労	仕事（月64時間以上）をする場合 （フルタイム・パートタイム・夜間就労など基本的にすべての就労を含む。）
妊娠・出産	妊娠中、または出産後間もない場合
疾病・障がい	病気やけがをしたり、心身に障がいがある場合
同居親族の看護・介護等 ※別居親族不可	同居の親族（長期間入院している親族を含む。）を常時看護または介護している場合や療育機関等への親子通所（月64時間以上）をしている場合
災害復旧	震災や風水害、火災などの災害復旧にあたる場合
求職活動等	求職活動を行う場合（起業準備を含む。） ※書類不備の場合や月64時間未満の就労についても求職活動とみなします。
就学	大学や専門学校等（職業訓練校等を含む。）に月64時間以上通っている場合。
虐待やDV避難等	児童虐待やDVのおそれがあり、保育を行うことが困難と認められる場合 （子ども家庭支援センター等の関係機関と連携のうえ、必要性を判断するもの。）
育児休業および育児に伴う休業中の継続入所 （在園児に限る）	保護者の育児休業等開始時すでに保育施設に入所中の児童について、当該育児休業等の間も引き続き入所が必要である場合
その他	その他保育が必要と認められる場合

※保育の必要性を認定するにあたり、担当職員が就労先等へ状況確認を行う場合があります。

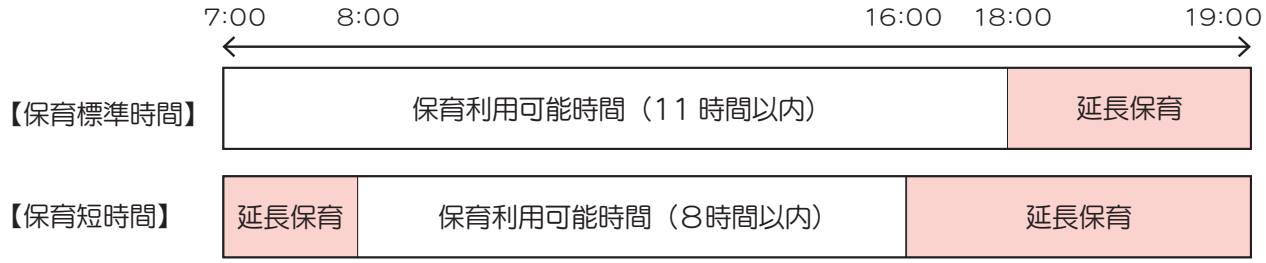
(4)保育の必要量（区分）

就労時間や保育を必要とする事由に応じて、1日あたりの利用可能時間が異なります。

保育の必要量（区分）	就労状況	利用可能時間
保育標準時間	120時間以上／月（30時間以上／週）	最長11時間／日
保育短時間	64時間以上／月	最長8時間／日

- 就労等の時間が短い保護者を基準として判定します。
- 保育の必要量（区分）の判定を行う就労状況等は、休憩時間及び通勤時間（就労時間に前後各1時間を足したもの）を含みます。

（例）施設開所時間



- 保育標準時間・保育短時間の時間帯の設定は、各施設によって異なります。
- 利用可能時間を超えて施設を利用する場合は、保育料とは別に延長保育料の負担が必要となります。（金額は施設によって異なりますので、直接各施設にお問い合わせください。）

※認定された保育の必要量は、利用することが可能な最大限の枠として設定されるものです。

施設の利用にあたって

家庭で過ごす時間は、お子さんの心身の成長にとって大きな力となります。お仕事がお休みの日や早めのお迎えが可能な日は、ご家庭での保育をご検討いただきながら、必要な時間での利用にご協力お願いします。



(5)保育の必要性の認定及び保育施設の入所申込に必要な書類

(申込には、次の１～５のすべての書類が必要です)

１　教育・保育給付認定申請書兼現況届出書　記入例はP.13

２　保育施設入所申込書　記入例はP.14、P.15

３　父親・母親・その他（祖父母等）が保育を必要とすることを証明する書類

保育を必要とする事由	提出書類	備　　考
就　　労	・就労証明書	就職先が変わった時は、新しい就労証明書の提出が必要 就労開始前に提出した場合は、就労開始後に再提出が必要 **育児休業明けでの申込の場合、就労証明書に育児休業期間等を記入し提出**
妊　娠・　出　産	・母子手帳の写し （多胎妊娠の場合はそれぞれの写し）	表紙（保護者名記載のページ）と、分娩予定日が記載されているページの提出が必要
疾　病・　障　が　い	・診断書（保育の必要性認定用） ・各種手帳の写し ［身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳等］	※左記記載の書類のうちいずれかの提出が必要 ・診断書は、本市所定の様式で原則として申請日時点より過去6か月以内に発行されたものに限る。 ・手帳の写しは、原則として申請日時点で有効期限内のものに限る。
同居親族の看護･介護等 ※別居親族不可	・看護・介護申立書 ＋被看護(介護)者の看護(介護)の必要性を確認できる書類 ［診断書（保育の必要性認定用)、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳等］	※看護・介護申立書に加え、左記記載の書類のいずれかの提出が必要 〈療育機関への親子通所〉 療育機関に「在園・通園証明書」の作成を依頼し、併せて提出が必要 〈多胎児を養育している場合〉 養育する多胎児の母子手帳の写し、または戸籍謄本及び申立書の提出
災　害　復　旧	・り災証明等	
求　職　活　動　等	・求職活動状況申告書	起業準備の方は就労証明書の提出が必要
就　　学	・就学状況報告書 ＋就学状況が確認できる書類 ［在学証明書、カリキュラム等］	※左記記載の書類すべての提出が必要

４　チェックリスト（内容を確認のうえ、署名して提出してください。）

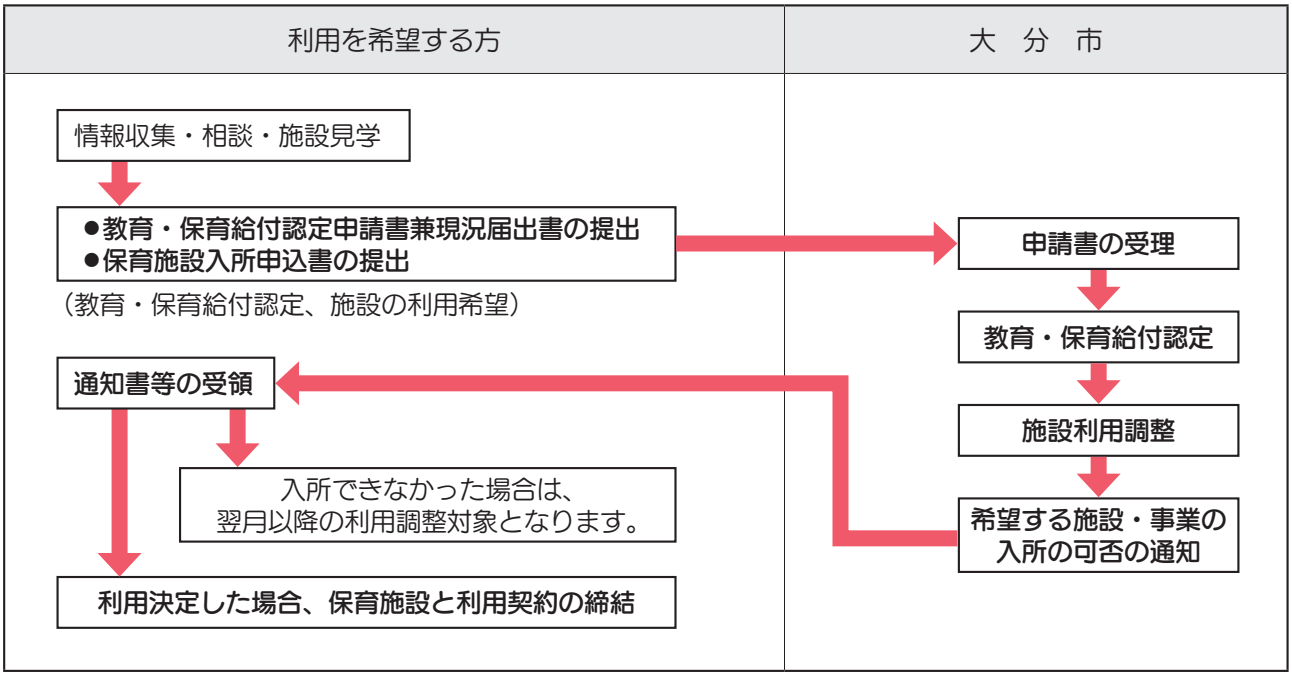
５　市区町村民税に関する資料（大分市外で課税されている世帯）　詳しくはP.10

※提出書類の受付時には運転免許証等による本人確認及びマイナンバーカードによる個人番号の確認をさせていただきますのでご持参ください。

3．申込みについて

(1)申込みから入所までの流れ

①大分市に住民登録があり、大分市内の保育施設を希望する場合



②大分市に住民登録があり、市外の保育施設を希望する場合

◆大分市の申込様式に沿って必要書類を準備し、大分市へ提出してください。受付期間は希望施設のある市区町村ごとに異なるため、各市区町村へ直接お問い合わせください。

◆入所の利用調整（入所選考）は希望施設のある市区町村が行います。

③市外に住民登録があり、大分市内の保育施設を希望する場合

◆保護者の住民登録のある市区町村で申込手続きを行ってください。利用調整の結果通知などは、手続きをした市区町村から発行されます。

※市区町村によっては、市外からの保育施設の入所申込みや、市外への保育施設入所申込みを受け付けていない場合があるため、必ず事前に当該市区町村へご確認ください。

④市外から転入予定で、大分市内の保育施設を希望する場合

◆大分市の申込様式に沿って必要書類を準備し、大分市へ提出してください。

◆市外からの転入を予定しており、大分市内の施設への入所を希望される場合は、大分市へ申込みを行ってください。ただし、入所予定月の１日時点で大分市に住民登録があることが前提となります。

⑤転出入後も引き続き同じ保育施設の利用を希望される方について

◆大分市へ転入予定で、引き続き市外の施設を継続利用する場合は、大分市の申込様式に沿って必要書類を準備し、大分市へ提出してください。

※保育料と保育の必要量は大分市の基準により決定します。そのため、教育・保育給付認定申請書兼現況届出書に記入された個人番号を利用して保育料の算定を行います。

※ただし、課税情報が確認できない場合や、大分市内の保育施設を併願する場合は、市区町村民税の課税額および所得額が分かる証明書を別途提出していただく必要があります。

◆大分市の保育施設を利用中で、市外へ転出後も同じ施設を利用する場合は、転出先の市区町村で申込手続きを行ってください。

（2）入所の申込みの受付期間（大分市内の保育施設を希望する場合のみ）

【入所申込に関する留意事項】

◆必要書類がすべて揃っていない場合や、教育・保育給付認定を受けていない場合は、入所保留となります。

◆入所希望月の１日時点で申込児童の月齢が３か月に達していない場合は選考対象外となります。また、月齢が3か月を経過していても首が座っていない場合は、首が座るまで選考対象外となります。

◆利用開始日は原則として毎月１日付となります。

【4月入所】

受付期間	令和8年11月16日（月）～令和8年12月15日（火）（土日祝日を除く）

利用調整（入所選考）結果については、令和9年２月中旬までに郵送にてお知らせします。

※受付期間後の申込みは、１次選考の結果発送後に実施する２次選考で利用調整を行います。

※４月入所については、「入所が困難と見込まれる施設」を一覧表にし、大分市ホームページで公開します。

【年度途中入所】

●5月～ 12月

受付期間	入所希望月の前月の15日（15日が土日祝日の場合は、その直前の開庁日）まで

受付期間以降の申込みについては、翌月からの利用調整となります。利用調整の結果、内定した場合は電話でお知らせします。なお、利用調整には入所申込締切後１週間程度を要します。

※毎月10日前後に「各施設申込状況表」を大分市のホームページで公開しています。

●1月～3月

受付期間	令和9年12月15日（水）まで

入所選考を行い、入所が内定した場合は12月末までに電話にてご連絡いたします。

4．保育施設等の利用調整（入所選考）について

（1）利用調整（入所選考）

利用希望者が多く、施設の受け入れ可能人数を超える申込みがあった場合は、就労状況や世帯の状況などから総合的に判断し、保育の必要性が高い方から順に入所・利用施設を決定します。これを利用調整（入所選考）といいます。利用調整（入所選考）は、「保育所等入所選考基準」に基づき実施します。

（「保育所等入所選考基準」は市のホームページで確認できます。）

次の項目に該当する場合は、保育施設の利用を優先します。

①家庭的保育事業等の卒園児が連携施設枠を利用する場合
②保護者が、大分市内の認可保育施設に保育士として勤務するために利用する場合
③きょうだいが入所している施設を、育児休業明けで利用する場合
※②③については、保護者の一定時間以上の就労が要件となります。

◆育児休業等を取得中で、就労証明書に育児休業期間等を記入して提出した方は、育児休業明けの職場復帰を前提に利用調整（入所選考）を行います。ただし、入所後に本来の職場へ復職せず転職した場合は、原則として内定取消（退所）となります。

◆受付期間内の申込みであれば、申込みの順番は、利用調整（入所選考）の優先度には影響しません。

◆利用調整（入所選考）は、申込書に記載された希望施設のうち、希望順位が高い施設から順に行い、いずれかで内定した時点で、以下の希望施設の選考は行いません。

※入所月の状況を基準に選考をします。就労先の変更や育児休業からの復帰が困難になるなど、申込内容に変更があった場合は、利用調整（入所選考）の優先度に影響しますので、速やかにご連絡ください。

(2)入所内定後の辞退について

入所内定後に辞退された場合、当該年度中の選考において不利（選考上の減点対象）になります。また、入所辞退の申出は入所月前月の月末までです。入所月に入ってから辞退した場合は、登園の有無にかかわらず、原則として1か月分満額の保育料等がかかります。

(3)保育施設に入所できない場合

◆申込みをしても希望者が多数の場合は、希望する保育施設へ入所できないことがあります。
この場合の利用調整結果通知は、初回のみ送付します。

◆希望月に入所できない場合、申込は翌月以降も利用調整の対象となり、年度末(令和10年3月)の入所選考まで有効です。

◆保育を必要とする事由が変更となった場合は、『教育・保育給付認定変更申請書』と『変更にかかる必要事由の書類』を提出してください。

◆生後3か月未満の乳児や、首の座っていない乳児は入所できません。（一部、3か月以上でも入所できない施設もあります。）

◆育児休業等を取得中に、新規に入所することはできません。

5．入所後について

(1)保育施設へ入所してから

◆入所直後は、お子さんが集団生活に慣れるよう、体調に配慮して短時間の“ならし保育”から始め、徐々に通常保育へ移行します。

◆お子さんの送迎は、保護者または祖父母等が行ってください。

◆保育を必要とする事由に応じて、都度必要な書類の提出をお願いします。 詳しくはP.5

(2)教育・保育給付認定の有効期間および利用期間について

【教育・保育給付認定の有効期間】

各号の認定を受けられる最長期間です。3号認定の方は、最長「**3歳になる日の前々日**」までが認定期間となります。その後も認定の継続が可能な場合は、3歳を迎えた日以降、自動的に2号認定へ切り替わります。

【利用期間】

実際に各施設に入所できる期間です。緊急性の高い理由での入所を除き、引き続き保育を必要とする事由がある場合は、更新手続きにより期間の更新が可能です。

◆「教育・保育給付認定の有効期間」と施設の「利用期間」は異なる場合があります。

◆利用期間の期限が切れる方で、継続して利用を希望する方は、利用期間の更新手続きが必要です。

◆育児休業明けの職場復帰時の入所希望については、育児休業等の明ける月から希望できます。
（例：3月31日まで育児休業を取得する場合は、4月1日入所の申込みが可能です。）

保育を必要とする事由	認定有効期間	利用期間
就労	当該児童の小学校就学前まで	就労期限が属する月の月末まで （雇用契約の更新がない場合）
妊娠・出産	出産予定月と、その前後２か月まで（多胎妊娠の場合は出産予定月の4か月前から）	出産予定月と、その前後２か月まで （多胎妊娠の場合は出産予定月の4か月前から）
疾病・障がい	当該児童の小学校就学前まで	【診断書提出の場合】最大６か月（更新が必要） ※原則、診断日から起算 入院等で期間が６か月を超えず定められている場合、その日を含む月末まで 【手帳を提出の場合】手帳の有効期限内（有効期限が年度末以降の場合は年度末更新とし、期限が年度内の場合は、更新後の手帳の写しが必要です。）
同居親族の看護・介護等 ※別居親族不可	当該児童の小学校就学前まで	【診断書提出の場合】最大６か月（更新が必要） ※原則、診断日から起算 入院等で期間が６か月を超えず定められている場合、その日を含む月末まで 【手帳を提出の場合】手帳の有効期限内（有効期限が年度末以降の場合は年度末更新とし、期限が年度内の場合は、更新後の手帳の写しが必要です。）
災害復旧	当該児童の小学校就学前まで	災害復旧の終了日を含む月末まで
求職活動等	約２か月間	約２か月（２か月を超える求職は退所となります。）
就学	保護者の卒業予定日を含む月末まで	保護者の卒業予定日を含む月末まで （ただし2年制以上の学校に通っている場合は年度末更新とします）
虐待やDV避難等	当該児童の小学校就学前まで	市長が必要と認める期間
育児休業および育児に伴う休業中の継続入所 （在園児に限る）	育児休業等が終了する日を含む月末まで	育児休業等が終了する日を含む月末まで
その他	市長が必要と認める期間	市長が必要と認める期間

(3)保育料等の負担金（保育料・給食費（主食費・副食費））

負担金＼クラス年齢	0歳～2歳 （保育所・認定こども園・地域型保育事業）	3歳～5歳 （幼稚園・認定こども園）※1
給食費（主食費）	保育料 ※2	実費負担
給食費（副食費）		実費負担（または免除）※3
保育料		無償化

※1　１号認定（教育部分）は満３歳児も含む。
※2　クラス年齢で0歳～２歳児は保育料に給食費（主食費・副食費）が含まれています。
　　また、主食費及び副食費の徴収額は各施設によって異なるため、詳細は施設に直接お問い合わせください。
※3　世帯の収入や状況により免除となる場合があります。

◆保育料等の負担金の算定は、クラス年齢（４月１日時点の年齢）に基づいて年度ごとに決定します。なお、年度中に誕生日を迎えて実年齢が上がっても、保育料算定の基準となるクラス年齢は変わりません。

◆令和9年度の４月から８月までの保育料等の負担金は、児童を養育している父母等の令和8年度（令和7年分の収入）、令和9年度の9月から3月までの保育料の負担金は児童を養育している父母等の令和9年度（令和8年分の収入）の市民税額、保育の必要量の区分及び児童のクラス年齢などを基に算定されます。

　なお、同一住所に親族がいる際、父母等の収入状況によっては、主たる生計維持者を基準として判定するため、祖父母等を含めて算定する場合があります。

◆幼児教育・保育の無償化により、クラス年齢で3歳から5歳児が幼稚園・保育所・認定こども園などを利用する際の保育料は無料となっています。
また、幼稚園や認定こども園の１号認定の満3歳児も保育料が無料となります。
◆第２子以降のお子さんについては、大分にこにこ保育支援事業の対象となるため保育料は0円となります。
◆通園送迎費や行事費などは保護者の実費負担となります。

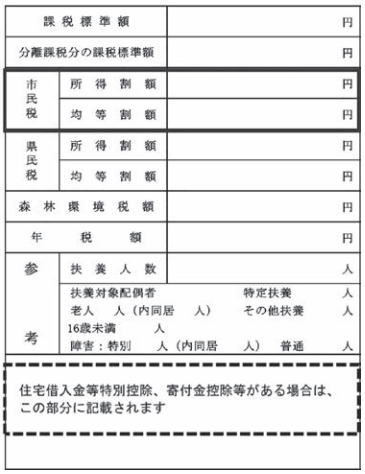
保育料切り替え時期について

クラス	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
保育料の算定	令和8年度（令和7年分収入）の市民税額					令和9年度（令和8年分収入）の市民税額						

【①令和9年４月～８月までの入所希望者（令和8年１月２日以降に大分市に転入した方）】
令和8年１月１日時点で保護者及び配偶者（パートナー）が住民登録していた市区町村で発行される「令和8年度の市区町村民税の課税額及び所得額がわかる証明書」
【②令和9年９月～翌３月までの入所希望者（令和9年１月２日以降に大分市に転入した方）】
令和9年１月１日時点で保護者及び配偶者（パートナー）が住民登録していた市区町村で発行される「令和9年度の市区町村民税の課税額及び所得額がわかる証明書」
※各種証明書の発行については、取得先の市区町村にお問い合わせください。
※上記①②の期間で海外に居住していた方については、各期間での日本国外での総収入が分かる書類（日本語訳したものも併せて）の提出が必要です。
※上記①②の期間で大分市に住民登録があっても、他市区町村で課税されている場合は課税されている市区町村が発行する「課税額及び所得額がわかる証明書」の提出が必要です。

◆保育料の額を確認したい場合は、以下の書類に記載されている保護者の市民税所得割額を合算し、その値が「大分市保育認定保育料基準額表」のどの階層に該当するかをご確認ください。
※給食費の取扱いは施設によって異なりますので、詳細はご利用の施設へ直接ご確認ください。
なお、保育料決定に用いる市区町村民税額については、住宅借入金等特別控除・配当控除・外国税額控除・寄付金控除（ふるさと納税を含む。）・株式等譲渡所得割額控除は適用されません。これらの控除がある場合は、所得割額に当該控除額を加えて算定してください。

①　市民税・県民税課税証明書



②　給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）



③　市民税・県民税・森林環境税　税額の決定・変更通知書



⑦ 課税標準額及び税額の内訳　単位(円)

		課税標準額	市民税	県民税
所得割	総所得			
	一般株式等			
	上場株式等			
	上場株式等の配当等			
	短期譲渡			
	長期譲渡			
	優良住宅地等			
	居住用財産			
	先物取引			
	控除前所得割額			
	調整控除額			
	税額控除額			
	配当割・株式等譲渡所得割額控除額			
	市民税・県民税減税控除済額			
	差引所得割額			
均等割額				
小計				
森林環境税額				
合計				

所得割より控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除額	
控除外額	

⑧ 税額控除　単位(円)

住宅借入金等特別税額控除額	
寄附金税額控除額	
配当控除額	

※左記控除額は、⑦の「税額控除額」に含まれています。

□座振替扱いの方は下記のご指定口座から振り替えいたします。

金融機関等名	
店舗名	
口座番号	
口座名義人	
振替方法	扱い

※個人情報保護のため、口座番号の一部を＊＊＊で表示しています。上五口座は通知書送付日時点の情報です。

【振替方法について】

期別・・・普通徴収の各期別税額をそれぞれの納期限日に振り替えます。
一括・・・普通徴収税額不足1期納期日に振り替えます。ただし、一括振替ができなかった場合は第1期以降、期別で振り替えます。

※普通徴収の各期別税額とは、上段完了欄下二の納付税額を指します。
※普通徴収税額とは、上段完了欄で、年税額が従の普通徴収税額（C）を指します。

【振替方法の変更及び納付書支払いへの変更について】

振替方法の変更（同一口座における期別⇔一括の変更）または、納付書での納付へ変更を希望される方は、6月17日までに納税課（℡：097-537-5611）までご連絡ください。
口座振替の方は、クレジットカード納付、ペイジー納付、スマートフォンアプリでの納付等はご利用できません。
<お知らせ>「市税口座振替・自動払込済通知書」は送付いたしません。
通帳の記帳にてご確認をお願いいたします。

【課税内容について】市民税課　097-537-5729，097-537-5730
【納付について】　納税課　097-537-5691，097-537-5692
【口座振替について】納税課　097-537-5611

※①～③はいずれも大分市の様式です。大分市外にて課税されている方は様式が異なります。

- 入所後は税額や世帯員の状況について随時調査を行います。その結果により保育料等が入所月にさかのぼって変更となる場合があります。
- 各月の在籍中は、出席日数にかかわらず１か月分の保育料がかかります。
- 同時期に２人以上施設（幼稚園、認定こども園等を含む）を利用する場合は、保育料等の軽減があります。その他、世帯の状況に応じて保育料の軽減制度の対象となる場合があります。
- 入所後に結婚・離婚などで世帯構成に変更があった場合や、生活保護の受給開始・廃止があった場合は、保育料等が変更となる場合がありますので、必ず子ども入園課　入所・入園担当班までご連絡ください。
- 施設によっては、保育料等のほかに入園料等の別途費用が必要となる場合があります。詳細については、各施設へ直接お問い合わせください。

※税の申告漏れや他市区町村からの転入により大分市で市区町村民税額が確認できない場合は、基準額の最高額階層で保育料等の負担金を仮決定することがあります。

※市区町村民税の更正や課税証明書の提出による保育料等の変更は、当該年度内に限り行います。令和10年３月末までに資料のご提出がない場合、令和9年度分保育料等の変更はできませんので、該当の方は早急にお知らせください。身体障害者手帳、療育手帳等の提出による保育料等の変更も同様です。

(4)休日保育

◆日曜、祝祭日などの休日も、保育を必要とするお子さんをお預かりする休日保育を実施している保育施設があります。

◆実施施設については別紙の施設一覧を確認のうえ、利用できる年齢、保育時間及び保育料については当該保育施設に直接おたずねください。

(5)退所

◆保護者が、保育を必要としなくなった場合などは退所となります。

◆退所日は月末となるため、退所する場合は、その月の月末までに必ず「退所届」を提出してください。

◆次の場合は退所していただくことがあります。

①提出書類に虚偽の記載があるなど、不正行為が判明した場合
②保育を必要とする事由が消滅した場合
③入所児童が心身の状況等により集団保育になじまない場合
④１か月を超えて連続して入所施設を欠席する場合
⑤育児休業後に職場復帰しなかった(離職・退職・転職)場合

◆在園児のための育児休業を取得する場合、保育の必要性を認められないため、原則退所となります。

(6)臨時休園

災害時等に、お子さんと職員の生命と安全を守るため臨時休園や降園要請を行う場合があります。

6．注意事項

(1)次の場合は担当課へ

◆入所申込みされる児童の発育・健康面などにご心配がある場合

◆申込後、入所決定までに次のような状況になった場合

①申込の事由や入所の意思がなくなったとき…子ども入園課（TEL：097-537-5794）に電話連絡のうえ「入所取下届」の提出が必要です。

②連絡先（電話番号）が変わったとき…子ども入園課（TEL：097-537-5794）にご連絡ください。

③希望する保育施設を変更したいとき…「入所希望施設変更届」の提出が必要です。

◆教育・保育給付認定後、次のような変更があった場合は、『教育・保育給付認定変更申請書』と『変更にかかる必要事由の書類』の提出が必要です。

①住所・氏名および世帯員の増減があったとき

②生活保護の受給を開始したとき、または生活保護の受給が廃止になったとき

③就労先が変わったとき

④就労先を辞めたとき

⑤妊娠し、新たに母子手帳が交付されたとき

⑥就労から就学に変更するなど、保育を必要とする事由が変わったとき

⑦育児休業等を取得したとき

(2)その他

受付後は書類の原本をお返しできません。なお、**育児休業給付金の支給対象期間延長申請の際に、「保育施設入所申込書」の写しの添付が必要となりますので、写し等が必要な場合は、事前にコピーをお取りください。**



記入例

様式第１号（第５条、第６条関係）

令和９年度申込用

令和〇〇年〇〇月〇〇日

施設型給付費・地域型保育給付費等　教育・保育給付認定申請書兼現況届出書

大分市長　殿

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費等に係る教育・保育給付認定について、申請します。現況を届け出ます。

申請書提出日を記入してください。

申請児童の情報	氏名（ふりがな） ふない　そら 府内　空	性別 男 （女）	生年月日 （R）5・2・26	令和９年４月１日時点の年齢 4 歳	下記保護者との続柄 （子） その他（　）	教育・保育給付認定希望年月日 9・4・1	多子区分（大分にこにこ） 第（ 2 ）子 ※申請児童が戸籍上第何子なのか記載してください。

入所希望年月日と同日を記入してください。

申請時点で同一住所にいない場合でも、申請児童が父母いずれかの戸籍上の第2子以降であれば記入してください。
※きょうだいが住民登録等で確認できない場合に限り、戸籍謄本等の提出をお願いすることがあります。

保護者（申請者）の情報	ふりがな 氏名 ふない　ただし 府内　正	生年月日 S・（H）3・7・12	電話番号 （自宅）△△△-〇〇〇-×××× （父）△△△-□□□□-〇〇〇〇 （携帯）（母）〇〇〇-△△△△-□□□□
	住所 〒〇〇〇-×××× （A）大分市〇〇町〇丁目〇番〇号		

※保育料算定のため、市外からの転入の方は、市区町村民税の課税額及び所得額が確認できる証明書の添付が必要です。下記該当日に　市外居住の方　は当時の住所を記入してください。

令和９年１月１日時点の（予定）住所	（B）・住所Ａと同じ ・その他（都・道 府・県　市・区 町・村）	□ 適用 □ 申請 □ 適用 （　年　月　日 開始）
令和８年１月１日時点の住所	（C）・住所Ａと同じ ・住所Ｂと同じ ・その他（大分 都・道 府・（県）　別府 （市）・区 町・村）	

令和8年1月1日時点で大分市外に住民登録があった方が、令和9年4月～8月の入所を希望する場合は、住民登録地の市区町村が発行する、市区町村民税の課税額および所得額が分かる証明書の提出が必要です。

在宅障害者の有無	□無	□身体障害者手帳取得者	☑療育手帳取得者	□精神障害者保健福祉手帳取得者	□特別児童扶養手当受給者	□障害年金等受給者
個人番号（マイナンバー）	保護者	〇〇〇〇△△△△□□□□	配偶者	△△△△〇〇〇〇□□□□	申請児童	□□□□△△△△〇〇〇〇

一緒にお住まいの家族に障がいのある方がいる場合、資料を提出することで、選考時の調整項目として配慮します。
なお、手帳の写しを提出する際は、受給者の顔写真・氏名・等級・手帳の有効期限等が確認できるようにしてください。

保育の希望	無	幼稚園、認定こども園（教育部分）※満３歳以上が対象です。 **※左記にて「無」の場合、これより下欄の記入は不要です。**	入所（予定）施設
	（有）	保育所・認定こども園（保育部分）、小規模保育、家庭的保育、居宅訪 **（幼稚園等との併願を含む）**	

必要とする理由・時間	続柄	必要とする理由
	（父）	① 就労　2. 妊娠・出産　3. 疾病・障害　4. 介護等　5. 災害復旧　6. 求職活動　7. 就学　8. 育休中　9. その他（　）
	（母）	① 就労　2. 妊娠・出産　3. 疾病・障害　4. 介護等　5. 災害復旧　6. 求職活動　7. 就学　8. 育休中　9. その他（　）
	希望する利用時間・曜日	
	8 時 00 分～ 18 時 00 分	（月）・（火）・（水）・（木）・（金）・土・日

同一世帯の就学猶予・免除者	□有	☑無	※「有」の場合、その者の氏名	支給認定証番号

施設受付印	市受付印	摘要
		取消　・　・

申込時には、運転免許証等による本人確認と、マイナンバーカードによる個人番号の確認を行いますので、必ずご持参ください。

〇字は楷書ではっきりと、太枠だけ記入してください。
〇多子区分（大分にこにこ）において、戸籍上第２子以降の３歳未満児については、大分にこにこ保育支援事業の対象となります。
〇保育の希望が「有」の場合は別途保育を必要とする理由が確認できる書類が必要です。必ず添付して申請（届出）してください。
〇場合によっては、戸籍謄本等の証明を別途求めることがあります。
〇現況届出の際に、教育・保育給付認定事項に変更がある場合は、原則、届出書を本市が確認した翌月１日から教育・保育給付認定の変更を行います。

電算

様式第１号（第２条関係）

記入例

令和９年度申込用

保育施設入所申込書

＊現在入所中の児童がいる場合は、下欄に記入してください。

児童名	施設名
府内　大地	おおいた保育園

大分市福祉事務所長　殿

保育施設への入所につき、次のとおり申込みます。なお、保育料の算定のため、保護者・家族の税務資料、住民基本台帳を閲覧すること及び、当該情報に基づき決定した利用者負担区分・保育料について、保育施設に対して提示することに同意します。

保護者の住所・連絡先

住所　〒　〇〇〇－　××××　大分市　〇〇町〇丁目〇番〇号

（市外の施設は市区町村名をかっこ書きのうえ記入してください。）

氏名　府内　正　（見学済みの施設は「✓」を入れてください。）

電話番号（自宅）　△△△-〇〇〇-××××

（携帯）（父）△△△－□□□□－〇〇〇〇　（母）〇〇〇－△△△△－□□□□

入所を希望する施設名

第１希望　おおいた保育園　見学 ☑	第２希望　ぶんご保育園（由布市）　見学 ☑	第３希望　荷揚保育所　見学 ☑
第４希望　大友こども園　見学 ☑	第５希望　立花保育園　見学 ☐	※６か所以上希望がある場合は、欄外に記入してください。ただし、入所内定後の辞退は選考上不利になりますので、複数の施設を希望する場合は注意してください。

保育を必要とする理由・時間

続柄	必要とする理由
（父）	①就労　2.妊娠・出産　3.疾病・障害　4.介護等　5.災害復旧　6.求職活動　7.就学　8.その他（　）
（母）	①就労　2.妊娠・出産　3.疾病・障害　4.介護等　5.災害復旧　6.求職活動　7.就学　8.その他（　）

希望する利用時間・曜日：8時00分～18時00分　（月）・（火）・（水）・（木）・（金）・土・日　☐ 保育短時間を希望する（8時間保育）

希望する利用期間：令和9年4月1日から　①小学校就学前　2．令和　年　月　日まで

入所（申込）児童

氏名	性別	生年月日（令和9年4月1日時点の年齢）	教育・保育給付認定状況	支給認定証番号	入所年月日
ふりがな　ふない　そら 府内　空	男（女）	R 5・2・26　4歳	☐済 ☐申請中 ☑同時申請 ☐未済		R　・　・ （保育標準時間認定が可能でも、短時間保育を希望する場合のみ「✓」してください。）
ふりがな　ふない　うみ 府内　海	（男）女	R 8・6・17　0歳	☐済 ☐申請中 ☑同時申請 ☐未済		R　・　・
ふりがな	男　女	R　・　・　歳	☐済 ☐申請中 ☐同時申請 ☐未済		R　・　・

入所（申込）児童の家庭状況（※生計を一にする別居中の保護者・きょうだい含む）

氏名	続柄	生年月日	勤務先
ふりがな　ふない　ただし 府内　正	（保護者）父	S・（H）3・7・12　35歳	大分商事
ふりがな　ふない　くみこ 府内　久美子	（保護者）母	S・（H）4・2・13　35歳	府内銀行
ふりがな　ふない　みのる 府内　稔	祖父	（S）・H・R 37・9・3　64歳	あいう工業
ふりがな　ふない　かずこ 府内　和子	祖母	（S）・H・R 40・12・22　61歳	スーパー荷揚
ふりがな　ふない　だいち 府内　大地	兄	S・H・（R）3・5・26　5歳	おおいた保育園

摘要

保護者の状況：☑同居　☐単身赴任　☐別居　☐離婚調停中（裁判中含む）　☐未婚　☐離別等　☐その他（　）

きょうだいが同時期・同施設に入所できない場合

きょうだいが別々の施設への入所になっても入所を希望しますか？	☑はい
きょうだい一人だけの入所が可能な場合でも入所を希望しますか？	☑はい

備考

（例）
海の入所が可能なら一人だけでも入所を希望します。
空だけの入所が可能な場合は、入所を希望しません。

きょうだいは原則「同時期・同施設」で利用調整（入所選考）をしますが、希望するいずれの施設でも内定が得られなかった場合、「✓」を付けた方に限り、「別時期・別施設」で再調整します。
なお、別時期・別施設での利用となる場合でも、特定の施設を希望するなど特段の申出があるときは、備考欄に具体的にご記入ください。

○ 字は楷書ではっきりと、太枠の中だけ記入してください。
○ 児童の家庭状況欄は、保育料の算定・減額可否に係る部分ですので、詳細を記入し
○ 保育施設入所申込書・就労証明書等は保育施設に情報提供します。

記入例

現在の保育状況

☐ 自宅等でみている　（児童との続柄：　）　（保育者氏名：　）
☐
☑ 自宅外に預けている
☑（認可外）保育施設　☐ 認定こども園　☐ 幼稚園　☐ 企業主導型保育事業　☐ 一時預かり　（週　日）
☐ 親族　（続柄：　年齢　歳）　☐ 知人　☐ その他　（　）

施設名又は保育者氏名：あいうえ保育園　利用開始日：令和 8 年 6 月 14 日～

利用時間：午前 8 時 00 分 ～ 午後 6 時 00 分　保育料（利用料）：64,000 円

申込児童の現況 ／ 健康状態等

児童名	海	空	
(1) 出生時の体重	2,250 g	2,780 g	g
(2) 歩きはじめ	歳 ヶ月・歩行前	1 歳 0 ヶ月・歩行前	歳 ヶ月・歩行前
(3) 食物アレルギー	有・無・離乳前	有・無・離乳前	有・無・離乳前
種類		卵アレルギー	
状態		以前初めて卵がゆを食べてじんましんが出ましたが、今は白身だけは大丈夫です。	
アナフィラキシーショック	有・無	有・無	有・無
(4) 発作	有・無	有・無	有・無
(5) 健康診査の受診履歴について	☑乳児 ☐1歳6ヶ月児 ☐3歳児	☑乳児 ☑1歳6ヶ月児 ☑3歳児	
(6) 発達の遅れ	有・無	有・無	有・無
	ことば・知能・手足・視覚・聴覚・首すわり・その他	ことば・知能・手足・視覚・聴覚・首すわり・その他	
(7) 療育機関への相談	有・無・通所中	有・無・通所中	有・無・通所中
機関名		かきく療育センター	
※通所中の場合 その頻度	年 月より 月・週に 回	令和7年 9 月より 月・週に 1 回	年 月より 月・週に 回
(8) 今までにかかった大きな病気や医療的ケアの必要、その他特に心配していること	有・無	有・無	有・無
備考欄 ※(4)～(8)の内容について詳しくご記入ください。	心臓病 川崎病など	エピペンをもっていくので管理をお願いします	

今までにかかった大きな病気や医療的ケアの有無、生活の中で施設に伝えておきたい心配ごと、または現在・過去に利用していた療育機関や保育施設で受けていた支援内容があれば、具体的にご記入ください。
（例）
- お気に入りのぬいぐるみをもっていくと落ち着きます
- 宗教上の理由で食べられないものがある
- 自閉スペクトラム症と診断され、以前通っていたぶんご保育園では特別支援保育を受けていた　など

児童の送迎

送り	父・母・祖父母・その他（　）	自家用車・自転車・徒歩・バス・その他（　）
迎え	父・母・祖父母・その他（　）	自家用車・自転車・徒歩・バス・その他（　）

入所できないとき

希望月に保育施設の入所ができなかった場合、どうする予定ですか？
☑ 認可外施設を利用　☐ 認定こども園又は幼稚園を利用　☐ 企業主導型保育事業を利用
☐ 一時預かり保育を利用　☐ 親族又は知人に預ける　☐ 就労・就学を開始しない
☐ 育児休業の延長を検討する（　年　月　日まで）　☐ その他（　）

申込しない未就学児童の現況

☐ 自宅等でみている　（児童との続柄：　）　（保育者氏名：　）
☐ 職場で保育している
☑ 自宅外に預けている
施設名又は保育者氏名：おおいた保育園　保育料（利用料）：0 円

祖父母等の現況

続柄	氏名	同・別居	離別等	住所
祖父	府内　稔	同・別	離・故	大分 都・道府・県 大分 市・区町・村
祖母	府内　和子	同・別	離・故	大分 都・道府・県 大分 市・区町・村
		同・別	離・故	都・道府・県 市・区町・村
祖母	荷揚　町子	同・別	離・故	大分 都・道府・県 別府 市・区町・村

退所(卒園)履歴

申込児童または申込児童のきょうだいについて、保育施設を退所（卒園）したことがありますか？
☐ 無
☑ 有
・児童名（府内　空）
・理由 ☐育休 ☐出産 ☐卒園 ☑その他（引っ越し）
・施設名（ぶんご保育園）
・在籍期間（令和6年 4 月 1 日 ～ 令和7年 11 月 30 日）